2025年４月21日

各　位

会社名　　株式会社イトーキ
代表者名　　代表取締役社長　湊　宏司
（コード番号:7972　東証プライム）
問合せ先　　総務部長　寺西　誠
（TEL 03-6910-3910）

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．処分の概要

（１）	払込期日	2025年５月20日
（２）	処分する株式の種類及び数	当社普通株式　204,000株
（３）	処分価額	１株につき1,645円
（４）	処分総額	335,580,000円
（５）	処分先及びその人数並びに処分株式の数	取締役（社外取締役を除く）　４名　120,400株 監査役（社外監査役を除く）　２名　6,000株 取締役を兼務しない常務執行役員　５名　43,000株 取締役を兼務しない執行役員　26名　26,000株 子会社の取締役　１名　8,600株
（６）	その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

２．処分の目的及び理由

当社は、2018年２月14日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を含む。以下「対象取締役」といいます。）、監査役（社外監査役を含む）及び取締役を兼務しない常務執行役員（以下「対象取締役等」と総称します。）に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2018年３月28日開催の第68回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、取締役に対して、年額120百万円以内（うち社外取締役分は年額５百万円以内）、監査役に対して、年額10百万円以内（うち社外監査役分は年額２百万円以内）の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として３年間から５年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

また、2025年２月13日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めるため、また、当社株価の上昇に伴う当社株式価値の増加を考慮して、対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の内容を一部改定することといたしました。

そして、2025年３月26日開催の第75回定時株主総会において、本制度に基づき、対象取締役に対して支給す

る報酬は、当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権とし、本制度に基づき支給される報酬としての金銭報酬債権の総額は、年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、年484,000株以内（うち社外取締役分は年19,000株以内）の当社の普通株式を発行又は処分すること等の本制度の改定につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その１株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容としては、対象取締役等は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと等が含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役等11名に取締役を兼務しない執行役員26名及び子会社の取締役1名を追加し、中長期の企業価値向上のインセンティンブの付与と株主との利害を共有することを目的といたしまして、金銭報酬債権合計335,580,000円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、普通株式204,000株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を３年としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等 38 名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。

３．本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間　2025年５月20日～2028年５月19日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあること。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも任期満了又は定年その他正当な事由（ただし、死亡による退任又は退職の場合を除く）により退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任又は退職の場合は、対象取締役等の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

４．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第76期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年４月18日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である1,645円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以　上